

1. はじめに

補助金等は、地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定められているように、公益目的を達成する事業に対しての支援制度である。公的団体への支援や市民活動の活性化などを通し、行政目的を効果的に達成するため重要な役割を果たしている。

しかし、補助金等の交付が長期化・固定化することで既得権化し、自主運営の意欲が薄れ、公平性が失われてしまう懸念がある。限られた財源を有効に活用し、必要性の高い新たな事業を随時取り組みながら時代の変化に即応した施策を進めるためには、既存の補助金等の不断の見直しが必要である。

本委員会は、こうした理念のもと、補助金等の透明性及び公平性を確保し、更なる適正化を図るため、補助金等の目的や意義、費用対効果、経費負担のあり方などについて検証を行った。

2. 審査対象

補助金等交付基準において補助金等の交付期間を3年と定めていることから、本年度に前回審査から3年を経過したもの及び新たに設置・交付から3年目を迎える補助金等のうち、平成28年度以降も予算計上を希望している5件の補助金等を審査対象とした。

3. 審査方法

審査は、補助金等の概要を把握するため所管課から提出された補助金等の概要調書、補助団体の収支決算書、交付要綱等による内容の確認と、審査対象補助金等を所管する担当職員に対して質疑応答を行い、審査表による評価点数を参考として、総合的に審査決定した。

審査表による評価は、①効果性、②適時性、③公益性、④公平性、⑤必要性、⑥適格性の6項目について審査委員会委員が個別に5点満点の評価を行い、個人評価では30点満点、委員5名の合計評価では150点満点となり、合計評価点74点以下を廃止、75～104点を見直し、105点以上を継続とする判定を審査上の目安とした。

4. 審査結果及び意見

今回の継続5件については、事業としては継続であるが、補助率や補助効果については引き続き検証が必要と理解されたい。

所管課は、成果重視の視点に立って強いリーダーシップを発揮されることはもとより、この補助金が公益目的を達成する事業に対しての支援制度であることを念頭に、補助団体に対して、社会情勢の変化に立ち遅れない提案や助言を続けられたい。なお、審査結果にとらわれることなく、補助金等の効果が薄いと考えるものについては自発的、積極

的に見直しをされたい。

個別の補助金については、平成27年度補助金等審査結果一覧を参照されたい。

- (1) 廃止すべきであると考えるもの(0件)
- (2) 見直しが必要であると考えるもの(0件)
- (3) 継続を可とするもの(5件)

5. おわりに

本委員会は第三者機関として「市民の視点・市民の感覚」に立ち、市の補助金等を審査し、その結果をこの報告書にまとめた。審査は、公益性・透明性・適正性を念頭に行った。

補助金等は、様々な団体が公益性のある自主的な活動を行うことを通して「市民と協働のまちづくり」を具体化し、行政目的を実現するための意義深いものであることを念頭に、市は、継続と判定された事業も含め、事業内容と効果の検証を行い、その結果に基づき補助団体を随時指導するとともに、より効率的かつ効果的な内容への見直しを通じて説明責任の確保に努められたい。